

「経営事項審査の改正」及び「改正に伴う再審査」について（お知らせ）

（兵庫県県土整備部 平成 24 年 6 月 6 日）

経営事項審査の審査基準が改正され、平成 24 年 7 月 1 日から施行されます。
つきましては、今回の経営事項審査制度に係る改正内容等について、以下のとおりお知らせします。
兵庫県のホームページでも詳細を掲載しておりますので、ご覧ください。

1 審査基準の改正内容

(1) 社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

①項目区分の見直し

社会性（W）の労働福祉の状況において、社会保険の加入状況については「雇用保険」「健康保険及び厚生年金保険」の2項目で審査していましたが、「健康保険及び厚生年金保険」を「健康保険」と「厚生年金保険」に分け3項目で審査。

②減点幅の拡大

現行制度では未加入の場合、3つの保険制度合計で▲60点（「雇用保険」（▲30点）、「健康保険及び厚生年金保険」（▲30点））となっているものを、現行の2倍の▲120点（「雇用保険」（▲40点）、「健康保険」（▲40点）、「厚生年金保険」（▲40点））に拡大。

(2) 海外子会社の経営実績の評価

国土交通省に申請し認定を受けた場合、外国子会社の完成工事高等の実績の反映。

2 改正後の経営事項審査

◎ 新基準（新様式）での申請受付 平成 24 年 7 月 2 日（月）から受付

（なお、旧基準（現行様式）での受付は、平成 24 年 6 月 29 日（金）までで終了します。）

平成 24 年 7 月 2 日以降、各土木事務所に申請する際は、新様式により作成した申請書を提出してください。（審査する内容自体は従前と変わらないことから、確認書類に変更はありません）

新しい様式は、(財)住宅建築総合センター(078-252-0091)及び(社)兵庫県建設業協会(078-997-2300)にて販売しております。

また、兵庫県ホームページからダウンロードすることもできます。

検 索 兵庫県のホームページ→サイト内検索で「経営事項審査 制度改正」を入力。

3 改正に伴う再審査の申立

◎ 再審査の申立 平成 24 年 7 月 2 日（月）から同 10 月 29 日（月）まで

現行基準により受審した経営事項審査について、新基準での再審査を申し立てることが可能です。
再審査の申立は、任意となっていますので、各発注機関から新基準による結果通知書を求められる場合など必要に応じて各自判断してください。

- (1) 対象業者 再審査の申立をする日において、現行基準による有効な経営事項審査結果通知書を所有する業者。（結果通知書の有効期限→審査基準日から1年7か月）
- (2) 受付期間 平成 24 年 7 月 2 日（月）から同 10 月 29 日（月）までの 120 日間（期間厳守）
※ 予約方法については、所管の土木事務所（別紙）にお問い合わせください。
- (3) 手数料 無料
- (4) 必要書類及び部数 (ア) 改正後の新経営事項審査申請書一式（正本1部、副本1部、入力票1部提出）
（建設業法施行規則別記二十五号の十一（別紙一、別紙二、別紙三を含む。））
(イ) 現在有効な経営事項審査結果通知書の写し（1部提出）
(ウ) (イ)を申請した際の経営事項審査申請書副本（原本提示）
（ただし、経営状況分析結果通知書は写し〔1部〕を提出）
(エ) 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（原本提出）
（国土交通省において認定を受けている場合のみ）
(オ) 健康保険の被保険者となるべき従業員が、全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険（いわゆる建設国保）に加入している場合は、国民健康保険の被保険者証の写し（提示）

※ 再審査ですので上記ア～オ以外の確認書類は不要です。

※ 新基準での再審査ですので、申請パターン及び申請業種の変更や申請者による記載間違いや記入漏れ等による変更は、一切認められません。(再審査は基準改正に係る変更部分のみが対象です。)

4 再審査申請書の申請書記載方法

申請書は通常の経営事項審査申請書と同様に、全ての項目を記載してください。
通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

(1) 申請書1枚目

① 表題部

経営規模等評価申請書 ○ 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

※ 「経営規模等評価再審査申請書」の文言を○(丸印)で囲み、その他の文言を二重線で消してください。
(受付の際、申請の区分がわかりませんので必ず行ってください。)

② 項番05 申請等の区分 … 「4」を記入ください。

③ 項番08から14

商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には新しい内容で記載してください。

(当該変更に係る変更届の写しを提示)

(2) 申請書2枚目

再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、下表に必要な事項を記載のこと	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第○○○○○号	平成○○年○○月○○日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成24年7月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

※1 「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載。

※2 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載。

5 問い合わせ先

1～4の内容については、所管の土木事務所(別紙)へ直接お問い合わせください。

6 兵庫県の建設工事参加資格の取扱い(未定)

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課は、平成24年2月の基準受付時に建設工事の入札参加申請をされた方、24年7月以降随時受付を申請される方の取扱いについては、現在検討中です。

- 兵庫県建設工事入札参加資格に関する問い合わせ先
契約管理課 入札制度係 TEL(078)341-7711(内線4348/4334)

【参考】 国土交通省 経営事項審査 関係通知のページ 平成24年7月1日以降
URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.html

(問い合わせ先)

土木事務所一覧

申請先	所在地	電話番号	主たる営業所の 所管区域
神戸県民局 神戸土木事務所 建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-737-2194 2195	神戸市
阪神南県民局 西宮土木事務所 建設業課	〒662-0854 西宮市櫛塚町 2-28	0798-39-1543 1545	尼崎市、西宮市、 芦屋市
阪神北県民局 宝塚土木事務所 建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	0797-83-3213 3193	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天 神木 97-1	079-421-9231 9405	明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、 播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9408 9409	西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可町
中播磨県民局 姫路土木事務所 建設業課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9566 9562	姫路市、市川町、 福崎町、神河町
西播磨県民局 光都土木事務所 まちづくり建築課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2258 2259	相生市、たつの市、赤 穂市、宍粟市、上郡 町、太子町、佐用町
但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3756 3757	豊岡市、香美町、 新温泉町
同 (養父駐在) まちづくり建築第2課	〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320	079-662-2266 2267	養父市、朝来市
丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3862 3863	篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-3246 3247	洲本市、淡路市、 南あわじ市